

一部事務組合を統合した場合における 事務の承継及び決算の認定について

質 問

甲組合（構成団体：A市、B市）と乙組合（構成団体：C市、D町）は、それぞれ下水道処理施設の管理運営を行う一部事務組合ですが、今般、行政改革を図る観点から甲、乙の両組合を統合し、新しく設立する丙組合（構成団体：A市、B市、C市、D町）に、当該施設の管理運営を引き継ぎたいと考えています。引き継ぎに際し、甲、乙両組合には、それぞれ起債の未償還金、公法上の未徴収金や歳計現金が生じますが、これらを丙組合に承継させることは可能ですか。また、甲、乙両組合の決算の認定を丙組合が行うことは可能ですか。この場合、どのような手続きが必要になりますか。

回 答

規約において「甲組合及び乙組合の事務については、丙組合が承継する。」旨を規定することにより、起債の未償還金、公法上の未徴収金や歳計現金を丙組合に承継させることができる。また、「甲組合及び乙組合の管理者が調製した決算について、丙組合の監査委員が審査を行い、これを丙組合の議会の認定に付することとする。」と規定することにより、丙組合が決算の認定を行うことができる。

解 説

（１）一部事務組合の統合について

特別地方公共団体である一部事務組合を統合しようとする場合に、まず普通地方公共団体である市町村と同様の廃置分合の手続きが取りうるのかについて考えてみます。

一部事務組合については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において、「地方公共団体の組合については、法律又はこれに基

づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。」と規定されており、法令に特別の定めがある場合を除くほかは普通地方公共団体に関する規定が準用されます。

しかしながら、一部事務組合は、普通地方公共団体の事務の共同処理を行うために設置される特別地方公共団体であり、すべての普通地方公共団体に関する規定が準用されるものではなく、その性質上準用できないものもあるといえます。例えば、法第7条に規定する市町村の廃置分合に関する内容については、その性質上準用されないものと考えられています。

したがって、一部事務組合を統合しようとする場合には、両方の一部事務組合を解散した上で、新たに一部事務組合を設立するか、あるいは片方の一部事務組合を解散し、もうひとつの一部事務組合に事務を引き継ぐことになります。

なお、解散に伴い、共同処理していた事務の権能は、いったん各構成団体へ復帰し、新しい一部事務組合の設立により、共同処理事務の権能が当該一部事務組合へと移ることになります。

（２）事務の承継について

一部事務組合を解散する場合、相談事例のように起債の未償還金、公法上の未徴収金や歳計現金などをどのように承継させるかという、事務の承継の問題が生じます。

一部事務組合が解散した場合の事務の承継については、法第292条の準用規定によって、普通地方公共団体の廃置分合があった場合の事務承継の規定として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第5条第1項前段が準用され、「その地域が新たに属した普通地方公共団体」が承継

するものとされており、構成団体がその区域に応じた事務の承継を行うこととなります。ただ、本事業のように、一部事務組合の解散が事実上の合併をねらうものであるような場合は、どの事務をどの構成団体が承継するかを決めることにあまり実益はなく、新たに設立される丙組合が甲組合及び乙組合の事務を直接承継する方が合理的です。

法施行令第218条の2では、「市町村及び特別区の組合に関しては、第1条の2から第6条までの規定にかかわらず、規約で特別の定めをすることができます。」と規定していることから、規約において「甲(乙)組合の事務については、丙組合が承継する。」旨を規定することにより、甲組合、乙組合の事務を丙組合に承継させることができます。

(3) 決算の認定について

民法上の公益法人や商法上の株式会社等の場合は、解散後も清算法人として法人格を有し、その法人が独自に清算事務を行うこととなりますが、一部事務組合にはこのような制度はなく、解散の日をもって法人格が消滅することとなります。したがって、その日をもって会計も廃止されますので、法第235条の

5に規定する出納整理期間は存在しません。

解散する一部事務組合の決算の認定については、法第292条により法施行令第5条が準用され、一部事務組合の収支は解散の日をもって打ち切れ、旧組合の管理者が決算を行い(同条第2項)、旧組合の管理者から構成団体の長に送付され、構成団体の監査委員がこれを審査し、当該団体の議会が認定することとなります(同条第3項)。

この決算の認定に関しても、前述の事務の承継と同様に、法施行令第218条の2の規定により、規約で特別の定めをすることができます。(ただし、決算に対する監査委員の監査を排除することや、議会の認定を必要としない等の法の趣旨を逸脱するような規定を設けることはできません。)

本事業においては、前述の事務の承継と同様に、あらかじめ規約に「甲組合及び乙組合の管理者が調製した決算について、丙組合の監査委員が審査を行い、これを丙組合の議会の認定に付することとする。」と規定することにより、丙組合が決算の認定を行うことができます。

(大阪府総務部市町村課行政グループ)